

令和6年度富山県教育委員会免許法認定講習実施要項

1 目 的

教育職員免許法の規定に基づき、教育職員等に対し免許状取得に必要な単位を修得する機会を与え、その資質の向上を図ることを目的とする。

2 主 催

富山県教育委員会

3 受講資格

原則として、富山県内の学校に勤務する教育職員及び実習助手

4 会場、日程、開設科目等

別紙「令和6年度富山県教育委員会免許法認定講習開設科目一覧表」のとおり
(文部科学省申請中のため、変更の場合あり)

5 受講申込手続き等

(1) 提出書類

ア 受講申込書(別記様式1)

※受講希望科目ごとに1部ずつ作成が必要です。

イ 返信用封筒2通——長形3号封筒(12cm×23.5cm)に郵便番号、宛先を明記し(様書き、「のり付き」ただし、のり付き封筒がない場合は、両面テープを貼っての代用は可)、94円切手を貼付してください。

※返信用封筒については、複数科目受講の場合も2通で可

※富山県内の県立学校に勤務する者については、返信用封筒は不要。(県庁メールカーで学校長あて送付するため。)

(2) 提出方法

富山県内の公立小中学校勤務者・・・各学校で取りまとめて提出
学校→市町村教育委員会→教職員課

富山県内の県立学校勤務者・・・各学校で取りまとめて提出
学校→教職員課

富山県内の私立学校勤務者・・・各学校で取りまとめて提出
学校→教職員課

他都道府県の学校勤務者・・・各都道府県教育委員会で取りまとめて提出
個人で提出したい場合は、一度電話でご連絡ください。

6 提出期限

令和6年6月17日(月)必着

7 受講料

徴収しない。ただし、科目によっては、資料等の実費又はテキスト代を要することがあります。

8 受講申込の取消し

受講申込の後、やむを得ない事情により受講できなくなった者は、「令和6年度富山県教育委員会免許法認定講習辞退届」(別記様式2)を教職員課企画管理係(市町村立学校については、所管の市町村教育委員会を経由)へ提出してください。

9 受講許可

受講の許可・不許可の通知は、7月5日(金)頃に発送します。

受講希望者が定員を超えた場合は、受講を不許可とすることがあります。

また、定員を減らしたり、講義日程の変更や開催を中止したりする可能性もありますのでご留意ください。

10 単位の授与

各科目の単位は、当該科目について定められた授業時数の5分の4以上出席し、かつ、試験その他による成績審査に合格した者に1単位授与します。

11 その他

本県の特別支援教育に関する免許法認定講習については、令和2年度までは年6科目を開講していましたが、令和3年度より年3科目とし、2年間で3つの領域（知的障害、肢体不自由、病弱）の免許が取得可能となるよう、交互に科目を開講する予定です。

【令和6年度開講科目】

- ・第1欄 『特別支援教育の基礎理論に関する科目』
- ・第2欄 肢体領域
『心理、生理及び病理並びに教育課程及び指導法に関する科目』
- ・第3欄 重複・LD等領域（含む領域：視覚）
『心理、生理及び病理並びに教育課程及び指導法に関する科目』

【令和7年度開講科目】

- ・第2欄 知的領域
『心理、生理及び病理並びに教育課程及び指導法に関する科目』
- ・第2欄 病弱領域
『心理、生理及び病理並びに教育課程及び指導法に関する科目』
- ・第3欄 重複・LD等領域（含む領域：聴覚）
『心理、生理及び病理並びに教育課程及び指導法に関する科目』

【令和8年度開講予定科目】

令和6年度と同科目

【事務担当】富山県教育委員会教職員課企画管理係
住 所：〒930-8501 富山市新総曲輪1-7
T E L：076-444-3439
F A X：076-444-9619